

28初児生第26号  
平成28年10月14日

各都道府県教育委員会学校教育主管課長  
各指定都市教育委員会学校教育主管課長  
各都道府県私立学校主管課長 殿  
附属高等学校を置く各国立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
坪田 知 広

(印影印刷)

#### 高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応について（通知）

このたび、公立の高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応状況調査について、各都道府県・指定都市教育委員会の協力の下、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

本調査結果によれば、受検機会を確保する取組として、独自の日程・学力検査問題による追検査の実施、第二次募集と同一の日程・学力検査問題による追検査の実施の他、受検できなかった者に対して、調査書その他必要な書類による選考の対象とすることなどが見られました。

については、本調査結果を参考として、保健福祉部局等の関係機関、市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校等と連携を図りながら、インフルエンザ罹患者等に対する受検機会の十分な確保について、特段の御配慮をお願いします。

また、新型インフルエンザ等により所定の日程による学力検査の実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、高等学校・中学校等との連絡体制の構築や、問い合わせ窓口の設置、相当数の者が当日に受検できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備をお願いします。

#### 【本件担当】

初等中等教育局児童生徒課  
キャリア教育・進路指導担当  
電話：03-5253-4111（内線 4728・4729）  
FAX：03-6734-3177  
E-mail: jidous@mext.go.jp

## 公立高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応状況について（概要）

- 調査対象：都道府県及び指定都市教育委員会が実施した「平成 28 年度公立高等学校入学者選抜」
- 調査時期：平成 28 年 5 月 17 日～6 月 3 日
- 回答数：66 都道府県市（47 都道府県、19 指定都市）  
（※相模原市は、高等学校を設置していないため調査対象外。）

### 1 別室受検の実施状況について

#### ① インフルエンザ罹患者等への対応として別室での受検を実施しているか。

ア. 実施している	64	都道府県市
イ. 実施していない	2	県

「イ. 実施していない」と回答した 2 県においては、追検査の実施により対応しているため、別室での受検は実施していない。

#### ② 別室での受検を実施している場合、インフルエンザ以外で対象とする具体的な事由

- ・ 発熱、腹痛、吐き気、せき等の体調不良
- ・ ノロウイルス等の感染症、感染性胃腸炎
- ・ 骨折による車椅子利用者、怪我による松葉杖使用者
- ・ 聴覚障害者等で個別に聞き取りテストを行う場合
- ・ 視覚障害者等で拡大した問題用紙、解答用紙等を使用する場合

#### ③ 別室での受検を認める際の必要な手続について

ア. 医師の診断書を（事前又は後日）提出させている	8	県市
イ. 本人の申し出により認めている	29	道県市
ウ. その他	42	都府県市

「ウ. その他」と回答した都府県市の主な具体例

- ・ 中学校でインフルエンザを発症していることを確認し、中学校が「配慮申請書」を高等学校へ提出。受検当日に判明した場合は、口頭で申し出てから FAX で申請する。
- ・ 事前に在籍中学校から志願先の高等学校へ受検方法申請書を提出する。
- ・ 中学校長から志願先高等学校長への事前連絡。決定は志願先高等学校長と教育委員会との協議による。
- ・ 中学校長からの申請に基づいて高等学校長の判断により認めている。

#### ④ 平成 28 年度入学者選抜において別室での受検を行った実績人数

別室受検者数	4,693 人	左記のうち、 インフルエンザ罹患者数	2,695 人
--------	---------	-----------------------	---------

※ 上記人数は、各教育委員会にて把握している範囲の合計人数である。

## 2 追検査の実施状況について

①インフルエンザ罹患者等への対応として別日程での追検査を実施しているか。

ア. 実施している	11	府縣市
イ. 実施していない	55	都道府縣市

「イ. 実施していない」と回答した都道府縣市の主な理由（複数回答可）

- ・ 日程的な余裕がないことにより実施が困難であるため・・・(43%)
- ・ 学力検査当日に別室受検を認めることによって、受検機会を確保することができると考えているため・・・(22%)
- ・ 本検査と追検査の問題の難易度に差異が生じ、公平性の確保が難しいため・・・(22%)
- ・ 病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかつた者については、その事由を証明する書類を提出させ、当該志願者に不利にならないよう配慮を行っているため・・・(13%)
- ・ 各選抜日程をずらして設定し、複数回の受検機会を確保しているため・・・(7%)

② 別日程での追検査を実施している場合、インフルエンザ以外で対象とする具体的な事由

- ・ 病気による欠席や公共交通機関の遅延等
- ・ 急病又は交通事故等やむを得ない理由

③平成 28 年度入学者選抜において別日程での追検査を行った実績人数

追検査受検者数	385 人	左記のうち、 インフルエンザ罹患者数	124 人
---------	-------	-----------------------	-------

※ 上記人数は、各教育委員会にて把握している範囲の合計人数である。

④別日程での追検査を実施していない自治体において、季節性ではなく、平成 21 年度のような新型インフルエンザが大流行した場合には追検査を実施するか。

ア. 実施する予定	2	都県
イ. 実施を検討する	36	道縣市
ウ. 実施する予定はない	17	府縣市

「ウ. 実施する予定はない」と回答した府縣市の主な理由

- ・ 別室での受検で対応可能と考えているため。
- ・ 追検査を行う日程的な余裕がないため。
- ・ 本検査と異なる問題で選抜することは、公平性の確保に懸念があるため。

公立高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ罹患者等への対応状況について（詳細）

別添詳細

1. 別室受検の実施状況について

		①インフルエンザ罹患者等への対応として別室での受検を実施しているか			③別室受検を認める際の必要としている手続について			④平成28年度入学者選抜における別室受検の人数		
		ア. している	イ. していない	②別室での受検を実施している場合、インフルエンザ以外で対象とする具体的な事由	ア. 診断書	イ. 本人の申出	ウ. その他	「ウ. その他」の場合の具体	別室受検者	インフルエンザ罹患者
1	北海道	○		発熱、体調不良、腹痛、吐き気、せき、精神的不安、貧血、流行性耳下腺炎、過呼吸等		○			251	129
2	青森	○		聴覚障害（放送による検査問題のある国語・英語の実施時）、肢体不自由（移動困難）のほか、急な発熱や吐き気といった体調不良、対人関係に関する極度の不安等、原則として中学校や本人からの申し出があった場合		○			46	20
3	岩手	○		病気や視覚、聴覚、身体等の障がいのために、通常受検に支障を生じるおそれがあり、受検に特別な配慮が必要で、別室が適していると判断された場合			○	本人、保護者の申し出により、志願先高等学校と協議の上決定	71	
4	宮城	○		身体上のこと等で受験の際に特に配慮を必要とする場合、中学校長から出願予定先の高等学校長あてに申請書を提出し協議			○	中学校でインフルエンザを発症していることを確認し、中学校が「配慮申請書」を高等学校へ提出。受験当日に判明した場合は口頭で申し出てからFAXで申請	67	33
5	秋田	○		平成28年度対応例としては、突発性仮眠症の者、左耳の聴力が弱かった者		○			2	0
6	山形	○		各学校ごとの判断となるが、体調不良者、通常の風邪等の場合も対象としている		○	○	事前に中学校から連絡等を受ける		
7	福島	○		感染性胃腸炎等		○			99	68
8	茨城	○		・受検者等が、病気等により通常の検査形態による受検が難しいとの申し出を行い、志願先高等学校長が、中学校長をとおして受検者の状況を確認した上で対応可能な措置を講じる場合		○	○	（検査前日まで） 高校が、中学校長を通じて、受検することについて主治医等の承諾があることを確認 （検査当日） 本人の申し出により、高校が学校医と相談の上決定	175	98
9	栃木	○		障害や病気によって一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者		○			141	98
10	群馬	○		風邪、発熱、腹痛等で体調のすぐれない受検生に対して、別室検査会場を用意する。			○	中学校長からの連絡、又は中学校を卒業した者については保護者等による連絡を必要としている。	80	62
11	埼玉	○		通知では、インフルエンザ、ノロウイルス感染症等としている。そのため、その他の感染症や発熱、体調不良についても学校の判断で別室受検をすることが可能。		○				
12	千葉	○		発熱、腹痛、その他			○	事前にインフルエンザ等が判明している場合、在籍中学校、保護者等からの連絡により別室での受検を認めるとともに、検査当日の本人等からの申し出によっても認めている。	443	249

1. 別室受検の実施状況について

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別室での受検を実施しているか			③別室受検を認める際の必要としている手続について				④平成28年度入学者選抜における別室受検の人数	
		ア. している	イ. していない	②別室での受検を実施している場合、インフルエンザ以外で対象とする具体的な事由	ア. 診断書	イ. 本人の申出	ウ. その他	「ウ. その他」の場合の具体	別室受検者	インフルエンザ罹患患者
13	東京都	○		聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、発達障害、怪我、風邪による発熱や咳等			○	別室受検等を希望する者は、中学校長を經由して「学力検査等実施上の措置申請書」を志願する都立高校長に申請。中学校に在籍していない者は、中学校長を經由せず、直接、志願する都立高校長に申請	67	
14	神奈川	○		聴覚障害、視覚障害、チック及び肢体不自由者等、事前に申請することで認めている。また、当日の体調不良等の申し出により認めることもある。		○	○	事前に在籍中学校から志願先の高等学校へ、受検方法申請書を提出	70	
15	新潟	○		難聴、起立性調節障害、過敏性腸症候群、適応障害等	○	○			25	
16	富山	○		志願者が視力、聴力、肢体状況、疾病等と関わって、受検に際して特に配慮を必要とする場合			○	中学校長から志願先高等学校長への事前連絡。決定は志願先高等学校長と県教育委員会との協議により決定	104	61
17	石川	○		志願者が中学校長を經由して志願先高等学校に提出した特別措置申請書の内容に基づき、県教育委員会と協議して決定		○	○	志願者が中学校長を經由して特別措置申請書を出願開始日までに志願先高等学校長に提出		
18	福井	○		体調不良(風邪等)、怪我および受検上の配慮申請をした場合		○			108	57
19	山梨	○		発熱、体調不良、持病や怪我等への対応、障害に対する配慮をする必要がある場合			○	原則として中学校からの申し出により認めている。	68	39
20	長野	○		特別な教室環境を整えたり、他の受検生と同じ教室空間にいることを避けたりする必要があると判断した場合。弱視や難聴、免疫力の低下、発達障がい等、個別の事例について慎重に対応			○	インフルエンザ等の事実が判明次第、在籍中学校から志望高等学校へ速やかに連絡する。	59	37
21	岐阜	○		病気等の症状に応じて対応		○				
22	静岡	○		・インフルエンザ等の感染症により出席停止となっているが、受検可能であるとの医師の診断を確認済である場合 ・急な発症のため、医師によるインフルエンザ等の感染症の診断はなく、体温が38度以上となる発熱等、インフルエンザ等の感染症様の症状があるが、特に、志願者本人及び保護者は受検に耐えられると判断している場合			○	中学校長が保護者の協力のもとに「インフルエンザ等の感染者等受検願」を作成し、志願先高等学校長に提出。医師の診断書の添付は必要としない。		
23	愛知	○		病気、事故による負傷、障害などのため別室で受検させることが適当である場合			○	中学校長からの申請に基づいて、高等学校長の判断により認めている。	1210	977
24	三重	○		障害のある者又は病気・怪我等のため別室で受検させることが適当である場合	○				17	0
25	滋賀	○		海外帰国生徒(ルビ振り問題)、骨折、靭帯損傷、聴覚障害、糖尿病、発熱、下痢 等	○				100	50
26	京都府	○		インフルエンザ罹患に関わらず、咳がひどく他の受検生に影響が出るなど、別室にした方が望ましい場合には柔軟に対応。また、障害のある者のうち、配慮を必要とすると考えられる場合においては、中学校長から志願先高等学校長にあらかじめ申し出ることにより対応			○	病状や罹患してからの日数などを踏まえ、受検は可能だが、他の生徒への配慮などから、別室での受検が望ましいとの医師の診断があった場合に配慮している事例がある。 ※中学校長と高等学校長とで調整を行っている。		

1. 別室受検の実施状況について

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別室での受検を実施しているか		③別室受検を認める際の必要としている手続について			④平成28年度入学者選抜における別室受検の人数		
		ア. している	イ. していない	ア. 診断書	イ. 本人の申出	ウ. その他	「ウ. その他」の場合の具体	別室受検者	インフルエンザ罹患患者
27	大阪府	○				○	事前又は後日に、「受検しても差し支えない」という医師の承諾書等又は中学校等校長の別室受検願いを求めている。	30	0
28	兵庫	○				○	検査前日までは、中学校長からの高等学校への申し出により、検査当日は、受検者から高等学校への申し出により別室受検を実施している。	187	
29	奈良	○			○	○	検査前日までは、中学校長から高等学校長への申し出により、検査当日は、受検者から高等学校への申し出により別室受検を実施している。		
30	和歌山		○	【理由】追検査の実施により対応					
31	鳥取	○				○	本人または保護者から中学校長へ、中学校長から志願先高等学校長への申し出により認めている。	44	27
32	島根	○			○			41	19
33	岡山	○			○	○	インフルエンザを含め、当日の体調不良等については、中学校や本人の申し出により、学校長が判断している。障害等により特別な配慮を希望する場合は、中学校長から高等学校長あてに、障害等の状況や希望する特別な配慮を記入した書類を提出することとしている。また、それに併せて、障害等の状況がわかる資料(障害者手帳の写し等)を添付することとしている。	185	81
34	広島	○				○	事前の場合は、中学校長からの申し出により判断している。当日朝の場合は、本人からの申し出があった場合に、学校長が判断している。	58	43
35	山口	○			○			62	36
36	徳島		○	【理由】追検査の実施により対応					
37	香川	○				○	中学校から特別措置願が提出されることで対応	57	35
38	愛媛	○			○	○	在籍中学校からの連絡	115	53
39	高知	○				○	本人・保護者が配慮を希望する場合、特別措置願を中学校長から志願先高等学校へ提出。受け取った高等学校は、特別措置願の内容を検討し、具体的な措置について中学校へ報告する。急な発病の場合は、中学校長から高等学校長に口頭で連絡し、高等学校長は具体的な措置を受検生及び中学校長に連絡する。	14	6

1. 別室受検の実施状況について

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別室での受検を実施しているか			③別室受検を認める際の必要としている手続について				④平成28年度入学者選抜における別室受検の人数	
		ア. している	イ. していない	②別室での受検を実施している場合、インフルエンザ以外で対象とする具体的な事由	ア. 診断書	イ. 本人の申出	ウ. その他	「ウ. その他」の場合の具体	別室受検者	インフルエンザ罹患患者
40	福岡	○		インフルエンザに限らず、発熱やその他の体調不良者については、学校長の判断で対応		○				
41	佐賀	○		・受検者が体調不良を訴え学校長が必要と認める場合 ・合理的配慮を必要とする場合		○			226	121
42	長崎	○		特定の事由を対象とせず、生徒の状況に応じて個別に対応		○			11	6
43	熊本	○		感染症以外の体調不良、インフルエンザ、インフルエンザ以外の感染症を分けて実施		○				
44	大分	○		状況に応じて学校ごとに対応			○	各学校ごとに対応		
45	宮崎	○		選抜検査の当日、病気その他やむを得ない事情のため、指定された検査室で検査を受けることができない者については、志願先高等学校長が別室受検等の配慮をして実施			○	中学校長の申し出により対応	93	76
46	鹿児島	○		骨折等の怪我で移動困難な場合、感染性胃腸炎等の感染症の場合、難聴、起立性障害、呑気症、心身症など特別な配慮を必要とする場合、熱発等による体調不良の場合 等	○	○	○	中学校長からの申し出、引率教諭からの申し出、保護者からの申し出により対応	186	128
47	沖縄	○		体調不良（インフルエンザ以外）や、特別な配慮を要する場合		○				
48	札幌市	○		障がいや病気等の理由により、特別な配慮を必要とする生徒が出願する際、在籍する中学校が出願先高等学校に事情を説明し、協議の上、状況に合わせて別室受検等を実施			○	本人及び保護者の申し出により、在籍する中学校と出願先高等学校が協議し、事実を確認の上認めることとしている。必要に応じて出願事情説明書の提出を求めている。	17	7
49	仙台市	○		※ 宮城県の実施に準じる			○	※ 宮城県の実施に準じる		
50	さいたま市	○		体調不良、感染症		○			8	2
51	千葉市	○		・ノロウイルス等の「感染性胃腸炎」の場合 ・その他、別室受検が望ましい場合（障がい、骨折、当日の急な原因不明の発熱、等）			○	※ 千葉県の取扱いに準じる	6	2
52	川崎市	○		感染症については、学校保健安全法第19条に準じて取り扱う。ただし、医師の指示などにより他者への感染を防ぐことが可能な措置が取れる場合は、受検させることができるものとしている。		○	○	志願者の中学校に確認を行い、本人の状況把握や保護者の意向等を確認している。	9	5
53	横浜市	○		障害等のある志願者は中学校長を通して、事前に申請した場合。また、当日の体調不良等の申し出により、別室での受検を認めることもある。			○	事前に在籍中学校長から志願先の高等学校長へ、受検方法等申請書を提出し、県教育長の承認を得る。	9	0
54	新潟市	○			○	○			1	1
55	静岡市	○		急な発症のため医師によるインフルエンザ等の診断はないが同様の症状（体温38度以上となる発熱、せきがひどい場合）がある志願者の受検について中学校長から受検を希望する願い出があった場合で、高等学校長が別室受検を許可した志願者のみ対象			○	「インフルエンザ等の感染者等受検願」は、中学校長が保護者の協力のもとに作成し、志願先高等学校長に提出。医師の診断書の添付は必要としない。	0	0



2. 追検査の実施状況について(実施している自治体)

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別日程での追検査を実施しているか		③追検査を認める際の必要としている手続について			④追検査を実施するうえでの課題等	⑤平成28年度入学者選抜における追検査受検者数		
		ア. している	②別日程での追検査を実施している場合、インフルエンザ以外で対象とする具体的な事由	ア. 診断書	イ. 本人の申出	ウ. その他		「ウ. その他」の場合の具体	追検査受検者	インフルエンザ罹患患者
5	秋田	○	病気による欠席や公共交通機関等の遅延等による場合	○		○	中学校長から追検査受検願いを提出させている。また、病気による場合は医師の診断書、交通事情による遅延の場合はその旨を証明する書類を提出させている。		22	13
22	静岡	○	病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、面接等を受けることができなかった者	○		○	理由が病気の場合は医師の診断書、交通事情等の理由による場合は、その事務担当責任者の証明書等、受検できなかった理由が正当であることを証明するに足る書類を添えて、志願者が「追検査受検願」を作成して志願先高等学校長に提出	特になし	161	
23	愛知	○	急病又は交通事故等やむを得ない理由により受検できなくなった場合	○		○	医師の診断書等の理由を証明するものを提出させている。	別日程で実施することにより、全体の選抜作業も遅くなるため、学校現場の負担が大きい。平成29年度入学者選抜からは追検査を行わず、志願者の個別の事情に応じて可能な限り時間を遅らせるなど、学力検査当日のうちに受検させることとした。	74	53
24	三重	○	検査の当日、病気等やむを得ない理由によっての一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者を対象	○				前期選抜においては、本検査から追検査までの期間が短いため、すべてのインフルエンザ罹患患者に対応できていない。	61	
26	京都府	○	選抜要項において『検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の午後4時までに、追検査受検願に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長経由で志願先高等学校長に届け出た場合、追検査を受検することができる。』としている。			○	左記②に記載のとおり	追検査の対象者はインフルエンザ罹患だけでは限らないため、複数人の受検がある際には、受検会場を複数用意する必要がある。また、インフルエンザ疾患の感染を防ぐための手立てを講じる必要がある。	35	30
30	和歌山	○	受検者が、やむを得ない事情で受検できなくなった場合(入院中等)	○				特になし	22	21
36	徳島	○	受検機会の確保の観点から、入学者選抜の当日、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由で欠席した場合、所定の手続を経て受検することができる。	○				日程上の制約のため、追検査は学力検査日の2日後に実施しており、受検者の健康状態が十分回復していない可能性がある。	2	0
55	静岡市	○	急な発症のため医師によるインフルエンザ等の診断はないが同様の症状(体温38度以上となる発熱、せきがひどい場合)がある志願者の受検について中学校長から受検を希望する願い出があった場合で、高等学校長が別室受検を許可した志願者のみ対象。			○	「インフルエンザ等の感染者等受検願」は、中学校長が保護者の協力のもとに作成し、志願先高等学校長に提出する。医師の診断書の添付は必要としない	インフルエンザ等の罹患者が多数出た場合に複数の教室を確保するため、監督者等の人的配置に課題がある。	7	6
56	浜松市	○	※ 静岡県の取扱いに準じる	○		○	※ 静岡県の取扱いに準じる	※ 静岡県の取扱いに準じる	1	1
57	名古屋市	○	※ 愛知県の取扱いに準じる	○		○	※ 愛知県の取扱いに準じる	※ 愛知県の取扱いに準じる		
58	京都市	○	※ 京都府の取扱いに準じる			○	※ 京都府の取扱いに準じる	※ 京都府の取扱いに準じる		

2. 追検査の実施状況について(実施していない自治体)

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別日程での追検査を実施しているか		⑦季節性ではない平成21年度のような新型インフルエンザが大流行した場合には追検査を実施するか			
		イ. していない	⑥別日程での追検査を実施していない具体的な事由	ア. 実施予定	イ. 実施を検討	ウ. 実施予定無し	「ウ. 実施予定無し」の理由
1	北海道	○	別室での受検を認めることにより、対応可能としているため。		○		
2	青森	○	県立高等学校入学選抜要項に「病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、学力検査等の全部又は一部を受けることができなかった者については、県立高等学校の校長が事情を調査の上、適切な方法によって選抜を行う」と定めており、これに基づいて選抜している。			○	平成22年度入学選抜では、希望者に対し、面接及び口頭試問(学校によっては実技検査、作文等)による特別措置を実施した。今後同様の事態になった場合も、特別措置について検討するものと予想される。
3	岩手	○	事前の予防対策及び治療方法が確立しており、すでに別室受検等で対応が可能であるため。		○		
4	宮城	○	前期選抜、後期選抜、第二次募集の計3回の入試を実施しており、問題作成、予算、日程・会場確保のいずれにおいても、追検査を実施する余裕がないため。			○	本県では、前期選抜、後期選抜、第二次募集の計3回の入試を実施しており、問題作成、予算、日程・会場確保のいずれにおいても、追検査を実施する余裕はないため。
6	山形	○	学力検査日の翌日は面接日、及び適性検査日となっており、それ以上日程を遅らせることは採点・選抜に影響が出るため。			○	左記⑥の理由と同じ
7	福島	○	受験日から合格者発表までの日程に余裕がないため。		○		
8	茨城	○	インフルエンザ罹患患者には別室受検の措置を講じており、追検査を実施する場合、公平性を欠くおそれがあるため。		○		
9	栃木	○	全日制課程の選抜後、3月までに定時制課程及び通信制課程の選抜が続いているため、追検査の実施には日程的に課題がある。		○		
10	群馬	○	前期・後期選抜及び再募集を実施し、複数受検の機会を確保しているため。			○	別室受検で対応可能であるため。
11	埼玉	○	選抜要領に「病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかった志願者の選抜に際しては、その事由を証明する書類を提出させ、該当志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で扱いを定める」としている。		○		
12	千葉	○	県下一斉に同一の検査問題で同一の条件で行うこととしているため。			○	別室での受検で対応したいと考えている。
13	東京都	○	追試験という形はとっていないが、インフルエンザ等の感染症に罹患している者であっても、中学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合には受検を認めている。また、「3. その他の措置について」に記載のとおり、課程別などの募集を複数回、日程をずらして設定し、複数の受検機会を確保している。	○			
14	神奈川	○	志願者が必要な検査の一部を受検しなかった場合、それが志願者の急な病気や事故などの正当な事由によるときは、その事由を証明する書類と事由報告書を志願先の高等学校長あてに提出することで、学校長の判断により選考の対象となることがあり、正当な事由の場合は配慮することが可能であるため。			○	左記⑥の理由と同じ
15	新潟	○	一般選抜と欠員補充のための2次募集との間の期間が短く、日程の確保が難しいため。		○		
16	富山	○	受検機会の保障、公平性の保持、生徒の健康・安全への配慮、感染拡大防止などの観点から別室での受検がふさわしい対応と考えるため。		○		

2. 追検査の実施状況について(実施していない自治体)

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別日程での追検査を実施しているか	⑦季節性ではない平成21年度のような新型インフルエンザが大流行した場合には追検査を実施するか			
		イ. していない	ア. 実施予定	イ. 実施を検討	ウ. 実施予定無し	「ウ. 実施予定無し」の理由
		⑥別日程での追検査を実施していない具体的な事由				
17	石川	○ ・本検査と追検査における問題の難易度に違いが生じ、公平性の確保が難しいため。 ・追検査実施による日程変更により、学校行事や定時制入学検査などに影響を及ぼすため。		○		
18	福井	○ 入学者選抜の公平性・平等性を保障するため。また、全日制・定時制学力検査実施後、全日制第2次、定時制第2次学力検査が実施されるため、追試験を実施するのは日程的に困難であるため。			○	左記⑥の理由と同じ
19	山梨	○ 学力検査、入学許可予定者発表、再募集検査等の日程が詰まっており、追試験を実施するには日程的な余裕がない。また、追試験を実施するための会場の選定と確保も課題となってくるため。		○		
20	長野	○ 学力検査は「同一の問題で一斉に実施する(選抜要綱)」ことによって、公平性を担保している。追検査実施については、日程、問題作成、選抜方法等検討すべき課題があると認識している。		○		
21	岐阜	○ 他の受検生との公平性確保の観点から実施していない。		○		
25	滋賀	○ 二次選抜を行っているため、新たに追検査を実施することは、日程的に難しいため。		○		平成22年度入学者選抜において追検査を実施したことを踏まえ、検討する予定である。
27	大阪府	○ 公立高校の選抜は、2月後半から3月末にかけて特別選抜、一般選抜、二次選抜とタイトな日程で行っており、追検査を実施するなど日程の追加を行うことは困難である。一方で、受検機会を保障する観点から、インフルエンザ等の症状を示している生徒については、別室で受検ができるよう配慮しているため。			○	左記⑥の理由と同じ
28	兵庫	○ 本試験と追試験の公平性の観点や日程などの面から実施は困難であるため。		○		
29	奈良	○ 主に、特色選抜、一般選抜、二次募集という枠組で実施しているが、日程に余裕がなく、別に検査日を設けることは難しいため。			○	左記⑥の理由と同じ
31	鳥取	○ 平成21年度のような新型インフルエンザが大流行した場合には実施予定(平成21年度は対応)	○			
32	島根	○ 日程的な問題及び、別問題を実施した場合に公平性の確保が難しいため。		○		
33	岡山	○ 別室(保健室等)での対応を行っており、問題作成や入試日程上、課題が大きいと判断し、追検査は実施していない。		○		
34	広島	○ 公平性の確保、日程の設定が難しいため。		○		
35	山口	○ 学力検査を受検できなかった志願者も選抜の対象としており、その際、高等学校長は、中学校長から事情を聴取するとともに、学力検査に代わる資料の提出を求めることができることとしているため。		○		
37	香川	○ 問題作成、予算、日程・会場確保などが問題であるため。		○		

2. 追検査の実施状況について(実施していない自治体)

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別日程での追検査を実施しているか		⑦季節性ではない平成21年度のような新型インフルエンザが大流行した場合には追検査を実施するか			
		イ. していない	⑥別日程での追検査を実施していない具体的な事由	ア. 実施予定	イ. 実施を検討	ウ. 実施予定無し	「ウ. 実施予定無し」の理由
38	愛媛	○	別室受検で対応していること、また、実施細目において、病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかったと認められる入学志願者に対しては、必要種類を審査して、選抜することができることとしているため、当該志願者の受検機会を確保できている。		○		
39	高知	○	公立高校の受検機会は、3回(A日程、B日程、C日程)あるが、全て3月に実施しているため、それぞれの検査日の間が短く、追検査を実施する日を設定することが難しいため。		○		
40	福岡	○	問題作成及び選考日程の関係で実施していない。		○		
41	佐賀	○	学力検査当日に別室受検を認めることによって、受検機会を確保できると考えるため。		○		
42	長崎	○	問題作成、日程確保の問題等		○		
43	熊本	○	別室受検で対応している。追検査については、公平性の確保、日程の設定が難しいため実施していない。		○		
44	大分	○	入学者選抜の公平性が損なわれるため。			○	これまで季節性のインフルエンザを含めて、他の病気等では追検査を実施してこなかったこと、本検査と異なる問題で選抜することは、公平性の確保に懸念があること
45	宮崎	○			○		状況によっては、実施を検討する場合もある。
46	鹿児島	○	公立高等学校に出願したが、病気や不慮の事故等により、学力検査を受検できなかった者が第二次入学者選抜を受検することができるため。		○		
47	沖縄	○	一般合格後から、二次募集までの期間が短いことや、予算の面で問題を作成しておらず実施していないが、震災等の緊急事態が生じた場合に別日程での実施を検討している。		○		
48	札幌市	○	※ 北海道の取扱いに準じている		○		現段階では、これまで同様、北海道立高等学校入学者選抜実施要項に準じて札幌市立高等学校の入学者選抜を実施することとしている。今後の実施については、北海道教育委員会との協議による。
49	仙台市	○	※ 宮城県取扱いに準じている			○	※ 宮城県取扱いに準じる
50	さいたま市	○	※ 埼玉県取扱いに準じている		○		※ 埼玉県取扱いに準じる
51	千葉市	○	※ 千葉県取扱いに準じている			○	※ 千葉県取扱いに準じる
52	川崎市	○	※ 神奈川県取扱いに準じている			○	※ 神奈川県取扱いに準じている

2. 追検査の実施状況について(実施していない自治体)

		①インフルエンザ罹患患者等への対応として別日程での追検査を実施しているか	⑦季節性ではない平成21年度のような新型インフルエンザが大流行した場合には追検査を実施するか				
		イ. していない	⑥別日程での追検査を実施していない具体的な事由	ア. 実施予定	イ. 実施を検討	ウ. 実施予定無し	「ウ. 実施予定無し」の理由
53	横浜市	○	志願者が必要な検査の一部を受検しなかった場合、それが志願者の急な病気や事故などの正当な事由によるときは、その事由を証明する書類と事由報告書を志願先の高等学校長あてに提出することで、学校長の判断により選考の対象となることがあり、正当な事由の場合は配慮することが可能であるため。			○	左記⑥の理由と同じ
54	新潟市	○	一般選抜と欠員補充のための2次募集との間の期間が短く、日程の確保が難しいため。		○		
59	大阪市	○	学力検査の公平性を図るため(他の病状等との線引き・整合性を図ることが困難。)			○	左記⑥の理由と同じ
60	堺市	○	※ 大阪府の取扱いに準じている			○	※ 大阪府の取扱いに準じる
61	神戸市	○	※ 兵庫県の取扱いに準じている		○		
62	岡山市	○	別室(保健室等)での対応を行っており、問題作成や入試日程上、課題が大きいと判断しているため。		○		
63	広島市	○	※ 広島県の取扱いに準じている		○		
64	北九州市	○	※ 福岡県の取扱いに準じている		○		
65	福岡市	○	※ 福岡県の取扱いに準じている(問題作成と入試業務の日程確保に問題があるため。)		○		
67	熊本市	○	※ 熊本県の取扱いに準じている(別室受検で対応できていると判断している。)			○	平成21年度の新型インフルエンザや麻疹流行時も、他の別室を準備し対応した。

55

2

36

17

### 3. その他の措置について

		別室受検、追検査の実施以外に、生徒の受検機会の確保の観点から、講じている措置等
1	北海道	病院内受検、検査時間の繰り下げ
3	岩手	病気や障がいの方が重い場合、病院での受検を認める場合がある。
13	東京都	推薦選抜、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・全日制第二次募集、定時制第二次募集、通信制募集をそれぞれ日程をずらして設定し、複数の受検機会を確保している。また、高校入学後の進路変更希望などに応えるため、都立高校補欠募集(転学・編入学)を年3回実施して、他の都立高校へ転学する機会を設けている。欠員がなくても募集が行えるよう、全日制課程の普通科、総合学科等には、あらかじめ転学のための転入学者特別枠を設けている。特に、第1学年の第二学期補欠募集では、異なる課程、異なる学科へ転学することを可能としている。
15	新潟	・入院中の受検生に対する、病院での入学者選抜の実施 ・聴覚障害をもつ生徒に対する、英語の聞き取り検査における口唇読み取り 等
16	富山	受検に際して特に配慮を必要とする志願者に対し個別対応
18	福井	受検上の配慮申請にもとづき、個々に対応している。
19	山梨	前期募集の実施(全日制) 再募集の実施(全日制、定時制別日程で両方受検可能) 全日制・定時制募集終了後の通信制の募集
23	愛知	原則として医師の診断により、保健室において受検ができないと認められた場合には、病院において受検させることができることとしている。
27	大阪府	病院受検 「受検しても差し支えない」という医師の承諾書等の提出を求めたうえで、検査中にも医師に対応してもらえるようにしている。
28	兵庫	病気等のため病院等において受検を希望する旨の申し出があった場合は、県教育委員会と協議の結果、監督のための人数に十分余裕があり、厳正に検査が実施できると校長が判断するときは、病院等における受検を許可することがある。
29	奈良	病院内受検
32	島根	・帰国生徒等に対する特別措置(学力検査教科の一部減、受検時間の延長等) ・病院内受検
38	愛媛	実施細目において、病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかったと認められる入学志願者に対しては、必要種類を審査して、選抜することができることとしている。
41	佐賀	受検校外(病院等)での受検を認める場合がある。
42	長崎	生徒の状況に応じて、個別に対応している。
46	鹿児島	「中学校長から身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者について申し出があった場合、高等学校長は、学力検査の実施に当たり、当該受検者の障害等の程度に応じて、別室での受検、検査室の座席、補聴器等の使用など適切な措置を講じること」としている。
48	札幌市	病気等により入院している生徒が、当日に高等学校での受検が困難である場合について、在籍する中学校、出願先高等学校及び病院(医師)が協議し、必要に応じて病院受検を認めている。また、障がい等により、特別な配慮を必要とする生徒について、検査時間の延長や検査問題の拡大など必要な配慮を行っている。
55	静岡市	障害のあることで、特別な配慮を希望する志願者は、中学校長を経由して「受検上の配慮願」を提出してもらう。提出された内容を吟味し、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」により通知する。